

岩手県収用委員会事務局の設置等に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 52 号

岩手県収用委員会事務局の設置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手県収用委員会（以下「委員会」という。）の事務局の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(事務局長)

第 3 条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、委員会の権限に属する事務については会長の命を受け、知事の権限に属する事務については知事の命を受けて部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。

(職及び職務)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、事務吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
副主幹	上司の命を受け、事務局の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理する。
主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。
主任主事 及び主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。